

表 143 精神保健福祉法に基づく処理件数

	総 数	法第 21 条 (保護者の代行)	法第 23 条 (診察及び保護申請)	法第 24 条 (警察官の通報)	法第 29 条 (市長による入院措置)
総 数	335	157	1	118	59
川 崎	115	61	-	35	19
幸	48	23	1	16	8
中 原	33	18	-	8	7
高 津	29	16	-	11	2
宮 前	35	12	-	16	7
多 摩	41	15	-	17	9
麻 生	34	12	-	15	7

資料：精神保健課

表 144 精神科緊急医療条文別診察結果

神奈川県及び横浜市との三者協調事業として、精神科緊急医療を実施し、精神障害者またはその疑いのある者について、精神保健福祉法に規定された通報、申請、届出に対し、精神保健指定医が診察を行い、精神障害者への適切な医療と保護を行っている。

区 分	申請通報 届出件数	調査取下等により		診察実施件数診察結果						繰り越し
		診察不要	内病院 紹介	件数	措置入院	医療保 護入院	任意入院	入院外 診療	医療不要	
一般からの申請 (法 第 23 条)	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-
警察官の通報 (法 第 24 条)	118	30	-	98	79	6	-	12	1	-
検察官の通報 (法 第 25 条)	23	10	-	13	12	-	-	1	-	-
保護観察所長の通報 (法 第 25 条 の 2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設長の通報 (法 第 26 条)	17	17	-	-	-	-	-	-	-	-
病院管理者の届出 (法 第 26 条 の 2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長の職権診察 (法 第 27 条 第 2 項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	159	57	-	112	92	6	-	13	1	-

資料：精神保健課